

正規職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則

社会福祉法人

茅野市社会福祉協議会

社会福祉法人茅野市社会福祉協議会正規職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、社会福祉法人茅野市社会福祉協議会正規職員の給与等に関する規程（以下「正規職員給与規程」という。）第4条、第14条、第15条、第16条及び第17条の規定に基づき、正規職員の初任給、昇格、昇給等に関し必要な事項を定めるものとする。なお、この規則にない事項については茅野市一般職の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（以下「茅野市一般職の職員の初任給等に関する規則」という。）を準用する。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 正規職員 正規職員給与規程の適用を受ける者をいう。
- (2) 昇格 正規職員の職務の級を給料表の上位の職務の級に変更することをいう。
- (3) 降格 正規職員の職務の級を給料表の下位の職務の級に変更することをいう。
- (4) 経験年数 正規職員が正規職員として同種の職務に在職した年数（第6条第2項の規定によりその年数に換算された年数を含む。）をいう。
- (5) 必要経験年数 正規職員の職務の級を決定する場合に必要な経験年数をいう。
- (6) 在級年数 正規職員が同一の職務の級に引き続き在職した年数をいう。
- (7) 必要在級年数 正規職員の職務の級を決定する場合に必要な1級下位の職務の級における在級年数をいう。
- (8) 正規の試験 会長が行う競争の方法による採用試験をいう。
- (9) 大学卒 茅野市一般職の職員の初任給等に関する規則別表第4の基準学歴区分欄の「大学卒」をいう。
- (10) 短大卒 茅野市一般職の職員の初任給等に関する規則別表第4の基準学歴区分欄の「短大卒」をいう。
- (11) 高校卒 茅野市一般職の職員の初任給等に関する規則別表第4の基準学歴区分欄の「高校卒」をいう。

第2章 職務の級

(職務の級)

第3条 正規職員給与規程第4条に規定する職務の名称は、級別職務分類表（別表1）に定めるとおりとする。

第3章 級別資格基準

(級別資格基準表)

第4条 正規職員の職務の級を決定する場合に必要な資格は、この規則において別に定める場合を除き、級別資格基準表（別表2）に定めるとおりとする。

(級別資格基準表の適用方法)

第5条 級別資格基準表は、試験欄及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。この場合において、それぞれの区分に対応する同表の職務の級欄の1級から3級までの各欄に定める上段の数字は当該職務の級に決定するための必要在級年数を、下段の数字は当該職務の級に決定するための必

要経験年数を示す。

2 級別資格基準表の試験欄の「正規の試験」の区分は、次に掲げる正規職員に適用し、同欄の「その他」の区分は、その他の正規職員に適用する。

(1) 正規の試験の結果に基づいて正規職員となった者

(2) 正規の試験に準ずる試験としてあらかじめ会長の承認を得た試験の結果に基づき、会長により承認された方法により選択されて正規職員となった者

(3) 特殊の知識を必要とし、かつ、その職務の複雑、困難及び責任の度合いが正規の試験の行われる職と同等と認められる職に任用された正規職員で、第1号に掲げる正規職員に準じて取り扱うことについてあらかじめ会長の承認を得たもの

(4) 人事交流等で派遣された社会福祉協議会の職員以外の職員が、その後前3号のいずれかに該当し、引き続いて社会福祉協議会の正規職員となった者

(経験年数の起算及び換算)

第6条 級別資格基準表を適用する場合における正規職員の経験年数は、同表の学歴免許等欄の区分の適用に当たって用いるその者の学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数による。

2 級別資格基準表の学歴免許等欄の区分の適用に当たって用いる学歴免許等の資格を取得した時以後の正規職員の経歴のうち、正規職員として同種の職務に在職した年数以外の年数については、経験年数換算表(別表3)に定めるところにより正規職員として同種の職務に在職した年数に換算することができる。

3 前項に規定する経験年数を換算できる期間は、10年を限度とする。ただし、会長が特に認めた場合は、この限りではない。

(経験年数の調整)

第7条 正規職員に適用される級別資格基準表の学歴免許等欄の区分に対して修学年数調整表(別表4)に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者については、前条の規定によるその者の経験年数にその年数を加えた年数をもって、その者の経験年数とする。

(特定の正規職員の在級年数の取扱い)

第8条 第13条又は第14条の規定の適用を受けた正規職員に級別資格基準表を適用する場合における在級年数については、他の正規職員との均衡を考慮してあらかじめ会長の承認を得て定める期間をその職務の級の在級年数として取り扱うことができる。

第4章 新たに正規職員となった者の職務の級及び号俸

(新たに正規職員となった者の職務の級)

第9条 新たに正規職員となった者の職務の級は、その職務に応じ、かつ、次に定めるところにより決定する。

(1) 級別資格基準表に必要経験年数の定めのない職務の級にあつては、あらかじめ会長の承認を得ること。

(2) 前号以外の職務の級にあつては、その職務の級について級別資格基準表に定める資格を有していること。

2 第5条第2項第3号又は第4号により採用された者に、前項第2号の規定を適用する場合において、他の正規職員との均衡上必要があると認められ、かつ、あらかじめ会長の承認を得たときは、級別資格基準表に定める必要経験年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって同表の必要経験年数とすることができる。

(新たに正規職員となった者の号俸)

第10条 新たに正規職員となった者の号俸は、初任給基準表(別表5)に定めるところによる。ただし、その者が第6条及び第7条の規定による経験年数を有していることにより上位の職務の級

に決定され、当該職務の級の号俸が同表に定められていないときは、同表に定める号俸を基礎としてその者の属する職務の級に昇格したものとした場合に得られる号俸とする。なお、この場合においては、第19条第1項の規定は適用せず、1級上位の級の直近上位の額の号俸とする。

2 前項の規定にかかわらず、職務の級の最低限度の資格を超える学歴免許等の資格又は経験年数を有する正規職員の号俸については、第12条から第15条に定めるところにより、初任給基準表に定める号俸を調整し、又はその者の号俸を前項の規定による号俸より上位の号俸とすることができる。

(初任給基準表の適用方法)

第11条 初任給基準表は、試験欄の区分及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。

2 初任給基準表の試験欄の区分の適用については、第5条第2項の規定の例によるものとし、同表の学歴免許等欄の区分の適用については、学歴免許等資格区分表に定める区分によるものとする。

(経験年数を有する者の号俸)

第12条 新たに正規職員となった者のうち第6条及び第7条で定める経験年数を有する者の号俸は、第10条第1項の規定による号俸の号数に、当該経験年数の月数を12月で除した数(1未満の端数は切り捨てた数)に4を乗じて得た数を加えて得た号数を号俸とすることができる。ただし、その者の経験年数のうち5年を越える経験年数(正規職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務の経験年数の月数うち、他の正規職員との均衡を考慮して会長が相当と認める月数は除く。)の月数にあっては、18月で除した数(1未満の端数は切り捨てた数)とする。

(人事交流等により異動した場合の号俸)

第13条 次に掲げる者から人事交流等により引き続いて正規職員となった者の号俸について、前2条の規定による場合には著しく他の正規職員との均衡を失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、あらかじめ会長の承認を得てその者の号俸を決定することができる。

(1) 他の社会福祉協議会に勤務する者

(2) 国又は地方公共団体に勤務する者

(特殊の職に採用する場合等の号俸)

第14条 特殊の技術、経験等を必要とする職に正規職員を採用しようとする場合において、号俸の決定について第12条の規定による場合には、その採用が著しく困難になると認められるときは、これらの規定にかかわらず、他の正規職員との均衡を考慮してあらかじめ会長の承認を得て定める基準に従い、その者の号俸を決定することができる。

(特定の正規職員についての号俸)

第15条 新たに正規職員となった者のうち、その職務の級を第9条第1項第1号に掲げる職務の級に決定された者について、他の正規職員との均衡上必要があると認められるときは、あらかじめ会長の承認を得て、第12条から前条までの規定に準じてその者の号俸を決定することができる。

第5章 昇格及び降格

(昇格)

第16条 正規職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、次の各号に定めるところにより、その者の属する職務の級を1級上位の職務の級に決定するものとする。ただし、第1号による昇格については、その者の属する職務の級を2級以上上位の職務の級に決定することができる。

(1) 級別資格基準表に必要な経験年数の定めのない職務の級への昇格については、あらかじめ会長の承認を得ること。

(2) 前号に規定する職務の級以外の職務の級への昇格については、その職務の級について級別資

格基準表に定める必要在級年数を有していること。

- 2 前項の規定による昇格は、現に属する職務の級に1年以上在級していない正規職員については行うことができない。ただし、職務の特殊性等によりその在級する年数が1年に満たない正規職員を特に昇格させる必要がある場合で、あらかじめ会長と協議したときは、この限りでない。

(上位資格の取得等による昇格)

第17条 正規職員が第5条第2項第1号から第3号までのいずれかに該当することとなり、又は級別資格基準表に定める試験欄の異なる区分の適用を受けることとなった結果、上位の職務の級に決定される資格を有するに至った場合には、前条の規定にかかわらず、その資格に応じた職務の級に昇格させることができる。

(特別の場合の昇格)

第18条 茅野市及び他の社会福祉協議会への派遣正規職員（以下「派遣正規職員」という。）が職務に復帰した場合において、他の正規職員との均衡上特に必要があると認められるときは、第16条の規定にかかわらず、あらかじめ会長の承認を得てその職務に応じた職務の級に昇格させることができる。

(昇格の場合の号俸)

第19条 正規職員を昇格させた場合におけるその者の号俸は、給料表に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号俸に対応する昇格時号俸対応表（別表6）の昇格後の号俸欄に定める号俸とする。

- 2 第16条第1項及び前条の規定により正規職員を昇格させた場合で当該昇格が2級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

- 3 降格した正規職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者の号俸は、前2項の規定にかかわらず、会長が定める号俸とする。

(降格)

第20条 次の各号のいずれかの理由による正規職員自らの申出、社会福祉法人茅野市社会福祉協議会正規職員就業規則（以下「正規職員就業規則」という。）第13条第1項に規定する人事異動又は正規職員就業規則第54条第4号に規定する懲戒により正規職員を降格させる場合には、あらかじめ会長の承認を得て、その職務に応じ、その者の属する職務の級を下位の職務の級に決定するものとする。

(1) 別表1に掲げる4級以上の職員であつて、その職責を果たすことに身体的若しくは精神的な苦痛を感じる場合。

(2) 自らの適性を自主的に判断し、その職責を果たすことが困難であると感じる場合。

(3) 育児又は家族介護等によってその職責を十分に保つことが困難であると感じる場合。

- 2 正規職員を降格させた場合におけるその者の号俸は、給料表に応じ、かつ、降格した日の前日に受けていた号俸に対応する降格時号俸対応表（別表7）の降格後の号俸欄に定める号俸とする。

- 3 正規職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

- 4 前2項の規定により正規職員の号俸を決定することが著しく不相当であると認められる場合には、これらの規定にかかわらず、あらかじめ会長の承認を得て、その者の号俸を決定することができる。

第6章 昇給

(昇給日)

第 21 条 正規職員給与規程第 16 条第 1 項の規定による会長が定める日は、毎年 1 月 1 日（以下「昇給日」という。）とする。

（正規職員の昇給区分及び昇給の号俸数）

第 22 条 正規職員を正規職員給与規程第 16 条第 1 項の規定による昇給をさせる場合の号俸数は、昇給日前 1 年間（以下「基準期間」という。）における正規職員の勤務成績（以下「勤務成績」という。）に応じて決定される昇給の区分（以下この条において「昇給区分」という。）に応じ正規職員昇給号俸数表（別表 8）に定める区分の号俸数とする。この場合において、昇給区分を D に決定された正規職員は、昇給しない。

2 正規職員の昇給区分は、勤務成績に基づき、正規職員が次の各号に掲げる正規職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第 4 号又は第 5 号に掲げる正規職員に該当するか否かの判断は、会長が定めるところにより行うものとする。

（1）勤務成績が極めて良好である正規職員 S

（2）勤務成績が特に良好である正規職員 A

（3）勤務成績が良好である正規職員 B

（4）勤務成績がやや良好でない正規職員 C

（5）勤務成績が良好でない正規職員 D

3 前項の場合において、正規職員就業規則第 54 条第 1 号又は第 2 号に規定する懲戒を受けた正規職員の昇給区分は C とし、同条第 1 号若しくは第 2 号に規定する懲戒を複数回受けた正規職員又は同条第 3 号若しくは第 4 号に規定する懲戒を受けた正規職員の昇給区分は D とする。

4 基準期間に次の各号に掲げる事由によって勤務しない期間（この項において「勤務しない期間」という。）が含まれる場合の正規職員の号俸数は、第 1 項の規定にかかわらず、同項の規定による号俸数に相当する数に基準期間より勤務しない期間を除いた期間の月数（1 月未満の端数があるときは、これを 1 月とする。）を 12 月で除した数を乗じて得た数（1 未満の端数は、これを切り捨てた数）に相当する号俸数とする。この場合において、この項の規定による号俸数が零となる正規職員は、昇給しない。

（1）正規職員就業規則第 14 条第 1 項に規定する休職

（2）正規職員就業規則第 28 条第 1 項に規定する欠勤

（3）正規職員就業規則第 37 条に規定する療養休暇（以下「療養休暇」という。）

（4）正規職員就業規則第 44 条に規定する育児休業

（5）正規職員就業規則第 45 条に規定する介護休業

5 前年の昇給日後に新たに正規職員となった正規職員又は第 25 条の規定により号俸を決定された正規職員の号俸数は、第 1 項の規定にかかわらず、同項の規定による号俸数に相当する数に、その者の新たに正規職員となった日又は号俸を決定された日から昇給の日の前日までの期間の月数（1 月未満の端数があるときは、これを 1 月とする。）を 12 月で除した数を乗じて得た数（1 未満の端数は、これを切り捨てた数）に相当する号俸数とする。この場合において、この項の規定による号俸数が零となる正規職員は、昇給しない。

6 第 1 項、第 4 項又は前項の規定による昇給の号俸数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号俸の号数から当該昇給日の前日に受けていた号俸（当該昇給において職務の級を異にする異動をした正規職員にあつては、当該異動後の号俸）の号数を減じて得た数に相当する号俸数を超えることとなる正規職員の昇給の号俸数は、第 1 項、第 4 項及び前項の規定にかかわらず、当該相当する号俸数とする。

（最高号俸を受ける正規職員についての適用除外）

第 23 条 この章の規定は、職務の級の最高の号俸を受ける正規職員には、適用しない。

（表彰による特別昇給）

第 24 条 正規職員就業規則第 52 条第 2 項の規定により特別昇給させる場合には、表彰された日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）の初日に、会長の定めるところにより、昇給させることができる。

第 7 章 特別の場合における号俸の決定

（上位資格の取得等の場合の号俸の決定）

第 25 条 正規職員が新たに正規職員となったものとした場合に現に受ける号俸より上位の号俸を初任給として受けるべき資格を取得した場合又は会長が定めるこれに準ずる場合に該当するときは、会長の定めるところによりその正規職員の号俸を上位の額に決定することができる。

（復職時等における号俸の調整）

第 26 条 休職にされた正規職員が復職し、又は休暇のため引き続き勤務しなかった正規職員が再び勤務するに至った場合において、他の正規職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間又は休暇の期間（以下「休職等の期間」という。）を休職期間等換算表（別表 9）に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、若しくは再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に会長の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

（給料の訂正）

第 27 条 正規職員の給料の決定に誤りがあり、これを訂正しようとする場合において、あらかじめ会長の承認を得たときは、その訂正を将来に向かって行うことができる。

第 8 章 補則

（実施細目）

第 28 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（茅野市社会福祉協議会職員の初任給に関する規則の廃止）

- 1 茅野市社会福祉協議会職員の初任給に関する規則（平成 22 年 4 月 1 日）は、廃止する。

附 則（平成 30 年 12 月 6 日）

（施行期日等）

- 1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 12 月 5 日）

（施行期日等）

- 1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 12 日）

（施行期日等）

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和5年6月8日）

（施行期日等）

- 1 この規則は、令和5年7月1日から施行する。

附 則（令和7年3月21日）

（施行期日等）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

級別職務分類表

職務の級	職務の名称
1級	主事の職務 定型的な業務を行う職務
2級	主任の職務 高度の知識経験を必要とする業務を行う職務
3級	主査の職務 専門的知識経験を必要とする業務を行う職務
4級	係長の職務
5級	次長の職務
6級	事務局長の職務
7級	事務局長の職務

別表2（第4条関係）

級別資格基準表

試験	学歴免許等\職務の級	1級	2級	3級
正規の試験	大学卒		5	5
			5	10
	短大卒		7	5
			7	12
	高校卒		9	5
			9	14
その他	大学卒		6	5
			6	11
	短大卒		8	5
			8	13
	高校卒		10	5
			10	15

別表3（第6条関係）

経験年数換算表

経歴		換算率
茅野市社会福祉協議会の職員としての在職期間	正規職員として従事した期間	100分の100以下
	嘱託職員として従事した期間	100分の80以下
	その他の期間	100分の50以下
市町村社会福祉協議会の職員としての在職期間	正規職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	100分の100以下
	その他の期間	100分の50以下
行政職員又は福祉系法人職員としての在職期間	正規職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	100分の100以下
	その他の期間	100分の50以下
民間企業等の職員としての在職期間	正規職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	100分の50以下
	その他の期間	100分の25以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間（正規の修学年数内の期間に限る。）		100分の100以下

別表4（第7条関係）

修学年数調整表

学歴区分	修学年数	基準学歴区分		
		大学卒（16年）	短大卒（14年）	高校卒（12年）
博士課程修了	21年	+5年		
修士課程修了	18年	+2年		
専門職学位課程修了	18年	+2年		
大学6卒	18年	+2年		
大学専攻科卒	17年	+1年		
大学4卒	16年			
短大3卒	15年		+1年	
短大2卒	14年			
短大1卒	13年			+1年
高校専攻科卒	13年			+1年
高校3卒	12年			

(備考)

- この表の学歴区分欄及び基準学歴区分欄の学歴免許等の区分については、茅野市一般職の職員の初任給等に関する規則別表第4に定めるところによる。
- この表に定める年数（修学年数欄の年数を除く。）は、学歴区分欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格についての基準学歴区分欄の学歴免許等の区分に対する加える年数（以下「調整年数」という。）を示す。この場合において、「+」の年数は加える年数を示す。
- 級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許欄等にこの表の学歴区分欄の学歴免許等の区分と同じ区分（その区分に属する学歴免許等の資格を含む。）が掲げられている場合におけるこの表の適用については、当該区分に対応する修学年数欄の年数をその者の有する学歴免許等の資格の属する区分に対応する同欄の年数から減じた年数をもって、その者の有する学歴免許等の資格に

ついでに当該級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄の区分に対する調整年数とする。
 この場合において、その年数が正となるときはその年数は加える年数とする。

別表5（第10条関係）

初任給基準表

試験	学歴免許等	初任給
正規の試験	大学卒	1級 29号俸
	短大卒	1級 19号俸
	高校卒	1級 9号俸
その他	大学卒	1級 25号俸
	短大卒	1級 15号俸
	高校卒	1級 5号俸

別表6（第19条関係）

昇格時号俸対応表

昇格した日の前日に 受けていた号俸	昇格後の号俸					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	1	1
11	1	1	1	3	1	1
12	1	1	1	4	1	1
13	1	1	1	5	1	1
14	1	1	1	6	2	1
15	1	1	1	7	3	1
16	1	1	1	8	4	1
17	1	1	1	9	5	1
18	1	1	1	10	6	2
19	1	1	1	11	7	3
20	1	1	1	12	8	4
21	1	1	1	13	9	5
22	1	2	2	14	10	5
23	1	3	3	15	11	6
24	1	4	4	16	12	6
25	1	5	5	17	13	7
26	1	6	6	18	14	7
27	1	7	7	19	15	8
28	1	8	8	20	16	8

29	1	9	9	21	17	9
30	1	10	10	22	18	9
31	1	11	11	23	19	10
32	1	12	12	24	20	10
33	1	13	13	25	21	11
34	2	14	14	26	22	11
35	3	15	15	27	23	12
36	4	16	16	28	24	12
37	5	17	17	29	25	13
38	6	18	18	30	26	13
39	7	19	19	31	27	13
40	8	20	20	32	28	13
41	9	21	21	33	29	14
42	10	22	22	34	29	14
43	11	23	23	35	30	14
44	12	24	24	36	30	14
45	13	25	25	37	31	15
46	14	26	26	38	31	15
47	15	27	27	39	32	15
48	16	28	28	40	32	15
49	17	29	29	41	33	15
50	18	30	30	42	33	15
51	19	31	31	43	34	15
52	20	32	32	44	34	15
53	21	33	33	45	35	15
54	21	33	34	46	35	15
55	22	34	35	47	36	15
56	22	34	36	48	36	15
57	23	35	37	49	37	15
58	23	35	37	50	37	15
59	24	36	37	51	38	15
60	24	36	38	52	38	15
61	25	37	38	53	38	15
62	25	38	38	54	38	15
63	26	39	39	55	38	15
64	26	40	39	56	38	15
65	27	41	39	57	38	15
66	27	41	40	58	38	16
67	28	42	40	59	38	16
68	28	42	40	60	38	16
69	29	43	41	60	39	16
70	29	43	41	60	39	16
71	29	44	41	60	39	16

72	30	44	42	60	39	16
73	30	45	42	61	39	17
74	30	45	42	61	39	
75	31	45	43	61	39	
76	31	45	43	61	39	
77	31	55	43	61	39	
78	32	46	44	62	39	
79	32	46	44	62	39	
80	32	46	44	62	39	
81	33	46	45	63	40	
82	33	46	45	64	40	
83	33	47	45	65	40	
84	34	47	45	66	40	
85	34	47	46	67	41	
86	34	47	46			
87	35	47	46			
88	35	48	46			
89	35	48	47			
90	36	48	47			
91	36	48	47			
92	36	48	47			
93	37	49	47			
94		49	47			
95		49	47			
96		49	48			
97		49	48			
98		50	48			
99		50	48			
100		50	48			
101		50	48			
102		50	48			
103		50	49			
104		51	49			
105		51	49			
106		51	49			
107		51	49			
108		52	49			
109		52	49			
110		52				
111		52				
112		52				
113		52				
114		52				

115		52				
116		52				
117		53				
118		53				
119		53				
120		53				
121		53				
122		53				
123		53				
124		53				
125		53				

別表 7 (第 20 条関係)
降格時号俸対応表

降格した日の前日に 受けていた号俸	降格後の号俸					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	33	21	21	9	13	17
2	33	22	22	10	14	18
3	33	23	23	11	15	19
4	34	24	24	12	16	20
5	35	25	25	13	17	22
6	36	26	26	14	18	24
7	37	27	27	15	19	26
8	39	28	28	16	20	28
9	41	29	29	17	21	30
10	42	30	30	18	22	32
11	43	31	31	19	23	36
12	44	32	32	20	24	40
13	45	33	33	21	25	44
14	46	34	34	22	26	65
15	47	35	35	23	27	72
16	48	36	36	24	28	73
17	49	37	37	25	29	73
18	50	38	38	26	30	73
19	51	39	39	27	31	73
20	52	40	40	28	32	73
21	54	41	41	29	33	73
22	56	42	42	30	34	73
23	58	43	43	31	35	73
24	60	44	44	32	36	73
25	62	45	45	33	37	73
26	64	46	46	34	38	73
27	66	47	47	35	39	73

28	68	48	48	36	40	73
29	71	49	49	37	42	73
30	74	50	50	38	44	73
31	77	51	51	39	46	73
32	80	52	52	40	48	73
33	83	53	53	41	50	73
34	86	56	54	42	52	73
35	89	58	55	43	54	73
36	92	60	56	44	56	73
37	93	61	59	45	58	73
38	93	62	62	46	68	73
39	93	63	65	47	80	73
40	93	64	71	48	84	73
41	93	66	74	49	85	73
42	93	68	77	50	85	73
43	93	70	80	51	85	73
44	93	72	84	52	85	73
45	93	77	88	53	85	73
46	93	82	95	54	85	
47	93	87	102	55	85	
48	93	92	109	56	85	
49	93	97	109	57	85	
50	93	102	109	58	85	
51	93	107	109	59	85	
52	93	116	109	60	85	
53	93	125	109	61	85	
54	93	125	109	62	85	
55	93	125	109	63	85	
56	93	125	109	64	85	
57	93	125	109	65	85	
58	93	125	109	66	85	
59	93	125	109	67	85	
60	93	125	109	72	85	
61	93	125	109	77	85	
62	93	125	109	80	85	
63	93	125	109	81	85	
64	93	125	109	82	85	
65	93	125	109	83	85	
66	93	125	109	84	85	
67	93	125	109	85	85	
68	93	125	109	85	85	
69	93	125	109	85	85	
70	93	125	109	85	85	

71	93	125	109	85	85	
72	93	125	109	85	85	
73	93	125	109	85	85	
74	93	125	109	85		
75	93	125	109	85		
76	93	125	109	85		
77	93	125	109	85		
78	93	125	109	85		
79	93	125	109	85		
80	93	125	109	85		
81	93	125	109	85		
82	93	125	109	85		
83	93	125	109	85		
84	93	125	109	85		
85	93	125	109	85		
86	93	125				
87	93	125				
88	93	125				
89	93	125				
90	93	125				
91	93	125				
92	93	125				
93	93	125				
94	93	125				
95	93	125				
96	93	125				
97	93	125				
98	93	125				
99	93	125				
100	93	125				
101	93	125				
102	93	125				
103	93	125				
104	93	125				
105	93	125				
106	93	125				
107	93	125				
108	93	125				
109	93	125				
110	93	125				
111	93	125				
112	93	125				
113	93	125				

114	93					
115	93					
116	93					
117	93					
118	93					
119	93					
120	93					
121	93					
122	93					
123	93					
124	93					
125	93					

別表 8 (第 22 条関係)

正規職員昇給号俸数表

昇給区分	S	A	B	C
昇給の号俸数	8号俸以上	6号俸	4号俸	2号俸
	4号俸以上	3号俸	2号俸	1号俸

備考 この表に定める上段の号俸数は正規職員給与規程第 16 条第 3 項の規定の適用を受ける正規職員以外の正規職員に、下段の号俸数は同項の規定の適用を受ける正規職員に適用する。

別表 9 (第 26 条関係)

休職期間等換算表

休職等の期間	換算率
業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病による休業又は社会福祉法人正規職員就業規則第 36 条に規定する業務災害休暇の期間	3分の3以下
正規職員就業規則第 45 条に規定する介護休業等	2分の1以下
結核性疾患による休職又療養休暇（結核性疾患に限る。）の期間	
業務以外の負傷若しくは疾病（結核性疾患を除く。）による休職又は療養休暇（結核性疾患を除く。）の期間	3分の1以下
刑事事件に基づく休職の期間（無罪判決を受けた場合の休職の期間に限る。）	3分の3以下